

# 地方公共団体及び 民間団体奨学金 令和6年度 申込案内

奨学金団体は、地方公共団体及び民間団体があり、奨学金団体により申請方法が異なります。申請方法が「大学推薦」の奨学金を希望する者は、この案内をよく読み、申し込みをしてください。今回申し込んだ者について、令和6年度に推薦を行う奨学金の選考対象となります。

なお、予約申請、学業成績を特に重視する奨学金、直接申請についてはこの限りではありませんので、下記京都大学ホームページを参照してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/syogakum>

## 目次

- p.2：はじめに～出願にあたって～
- p.3：奨学生採用までの流れ（目安）
- p.4：申込資格
- p.5～7：申込方法
- p.8：申込における遵守事項
- p.9：書類提出期間・場所
- p.10：大学における推薦基準
- p.11：選考・推薦候補者の決定
- p.12：採否の決定→採用後の手続き
- p.13：その他・問い合わせ先



# はじめに～出願にあたって～

・奨学生として採用された者は、京都大学の代表として自覚を持って行動し、奨学生としての義務を果たす必要があります。

また、各奨学生の行動が大学と奨学金団体との信頼のみならず、次の奨学生への採用にも関わります。

上記を理解し、申請時点から選考が始まっているという認識で、申込案内をよく読み、申請してください。

・**外国人留学生は対象外**です。外国人留学生で奨学金を希望する場合は、国際・共通教育推進部 留学生支援課に問い合わせてください。

・申込は原則として希望制となります。「令和5年度募集団体一覧」を参照し、応募資格や条件を確認した上で、**第1希望～第4希望までを必ず入力してください。**

※団体によっては当該年度に募集が無かったり、内容が変更になるなどの可能性もあります。

※同一団体へ希望者が集中した場合は、家計困窮度の高い方が優先的に推薦されますので、第4希望まで記入していても、推薦されない可能性もあります。

※申込書に希望を記入していない奨学団体でも、被推薦者となる場合があります。

# 奨学生採用までの流れ（目安）

①地方公共団体及び民間団体奨学金へ申込  
（2月中旬～3月下旬）Web申請&書類提出を行う。



②学内選考（4月～6月）  
申込者の中から推薦候補者を決定し、学生へ連絡を行う。



③必要書類を大学へ提出（4月～7月）  
学生は奨学団体が求める必要書類を作成し、  
大学へ提出する。



④推薦（4月～7月）  
学生から提出があった書類を奨学団体へ送付。



⑤奨学団体が選考（4月～8月）  
奨学団体によっては面接等が行われます。



⑥選考結果通知（5月～8月）  
大学を通して選考結果が学生へ通知されます。

4月初旬～8月まで推薦期日は奨学団体  
によって様々です。いつ連絡が来ても  
対応できるようにご準備ください！



# 申込資格



- 京都大学の代表として自覚を持って行動し、奨学生としての義務を果たすことができる学生

- 人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な正規学生  
(外国人留学生を除く。)

※原則、学業成績不振による留年（原級留置）等、最短修業年限を超えた者は出願資格がありません。

- 4月に健康科学センターが実施する健康診断を必ず全項目受診する必要があります。  
(財団によって提出が必要な場合があります。)

# 申込方法

①②を両方完了した方のみ申請したとみなされます。（片方のみでは申込は完了しません。）

①「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請

②申込書類の提出（「民間奨学金等申請システム」で作成した「地方公共団体・民間団体奨学金申込書」および必要書類）


## 注意事項

- 大学院生の独立生計は認められません。（原則、父母の収入で申請してください。）
- 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。
- 申込時に不備がある場合は、不備書類受付期間中に不備を解消できた場合は、受け付けます。

# 申込方法

①「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請について

※「民間奨学金等申請システム」は**2月15日（木）12：00にオープン予定**です。



在学生（本学大学院への進学予定者除く）と  
新入生でサイトへの入り口が違いますので、  
ご注意ください！

在学生（本学大学院への進学予定者除く）：  
KULASIS（京都大学教務情報システム）の  
トップ画面ー（画面右下）リンク集「民間奨学  
金等申請システム」を選択してください。

新入生（本学大学院に進学する在生を含む）：  
新入生予定者サイトから民間奨学金等申請シス  
テムに進んでください。

# 申込方法

## ② 申込書類の提出について

必要書類	対象者	注意事項
①提出書類チェックシート	全員	
②地方公共団体・民間団体奨学金申込書	全員	※ <u>両面（長辺とし）印刷したもの（必ず署名）</u>
③家計支持者（父母）の収入に関する証明書のコピー	全員	令和5年分（源泉徴収票、確定申告書等）別紙を必ず読むこと！
④家計支持者（父母）の市区町村県民税課税（所得）証明書または、非課税証明書のコピー	全員	令和5年度（令和4年分）所得と課税（非課税）が記載されていること ※無職でも必要 ※原本は推薦時に必要になりますので、使用時まで大切に保管ください。
⑤学業成績証明書のコピー	出願時大学院生	下位課程（修士の場合は学部、博士後期の場合は学部・修士）
⑥身体障害者手帳等のコピー	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑦被災（り災）証明書のコピー	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合

※現課程の成績証明書（学部2年次以上）については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※④⑤について、**コピーの提出を求めています**。推薦時には、原本の提出が必要になりますので、それまでにご自身で保管願います。

※⑥及び⑦に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。



# 申込における遵守事項

- 推薦候補者に決定した場合、奨学金団体ごとに必要な書類の提出を求めます。提出書類については、**大学が指定する期限内に必ず提出してください**。指定期限を厳守できない場合、他の申込者及び大学に不利益を与えることに留意してください。

団体へ提出する書類の例：願書、父母の収入に関する書類、成績証明書、健康診断書、住民票、指導教員等による推薦書 等

※学部（新生）の方は、申込時には高校の成績証明書・調査書（卒業日が記載されているもの）の提出は不要ですが、財団へ提出する際には必要になりますので、推薦候補者になられた場合は、速やかに提出できるようご準備ください。

- 申込者は必ず携帯電話の留守番電話を受けられるよう設定するとともに、教育推進・学生支援部学生課奨学掛からメールを受信できるよう設定してください（一斉送信あり）。連絡が取れない場合は選考対象者から除外します。

※原則、KUMOIアドレスへ送信しますので転送設定等しておいてください。

※教育推進・学生支援部学生課奨学掛から送信されたメールについては、必ず返信するようにしてください。（受領確認のため）



# 書類提出期間・場所

	対象	提出期間・時間（厳守）	提出場所
1	<b>在學生</b> ※4月に本学大学院に進学する者は除く	2月15日（木）～3月14日（木） 17:00	【吉田キャンパス本部構内】 教育推進・学生支援部学生課奨学掛 （総合研究10号館1階） 
2	<b>新入生（大学院）</b> ※本学在学生のうち、4月に本学大学院に進学する者を含む。	2月15日（木）～3月15日（金） 17:00	
3	<b>新入生（学部）</b>	3月15日（金）～3月25日（月） 17:00	

※持参・郵送のいずれも可（学内便は不可）。  
 ただし、郵送の場合は締切日時での**必着**とします。  
 特定記録やレターパック等、各自で追跡できる方法で送ってください。平日9時～17時を窓口受付時間とします。  
 また、最終日に近づくと窓口が大変混みあいますので、早めの提出を心がけてください。



## 【郵送の場合の送付先】

〒606-8501京都市左京区吉田本町  
 京都大学教育推進・学生支援部学生課奨学掛 宛

# 大学における推薦基準

	学種	基準	
人物基準	全学生	学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が奨学生に相応しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。 ※具体的には、面談、手続きの理解・精通度、期限遵守、反応・態度等について判断されます。	
学力基準	学部	1年次	高校等の全科目評定平均値が3.5以上
		2年次以上	前年度までの修得単位数が所属学部の標準修得単位数以上、かつ以下の計算式*で75以上であること。
	大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が以下の計算式*で75以上であること。	

\*計算式：
$$\frac{\{(優+合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\}}{(全修得単位数 \times 3)} \times 100$$

又は：
$$\frac{\{(A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\}}{(全修得単位数 \times 3)} \times 100$$

※学力基準の計算式では「単位数」を計算してください。科目数ではありません。

※卒業に直接影響しない単位（教職・資格等）、及び編入学の場合の「認定」は計算しません。

※後期の成績がまだ確定していない場合は、後期に取得が見込まれる単位を含んで算出した成績判定値が75に達するのであれば、申請可能です。その際には、前期までの成績を入力し、窓口にてその旨を申し出てください。

※在学生・新入生（大学院）の成績は、3月末に学部・研究科に奨学掛より照会します。

※学士入学の学生は、学部1年次同様の基準で確認します。

# 選考・推薦候補者の決定

4月以降、各奨学金団体から募集があり次第、人物及び学力基準を満たした申込者の中から、各奨学団体の出願条件に該当する学生を成績優秀かつ家計困窮度が高い者を選考し、推薦候補者を決定します。なお、現在奨学生で無い者を優先します。

選考後、推薦候補者のみにメールで通知しますので、期日までに該当奨学金団体に出願するかどうか回答してください。出願する場合は、指定日までに教育推進・学生支援部学生課奨学掛窓口までお越してください。（面談および書類配付等を行います。）

被推薦者と決定された場合、奨学金団体願書等を指定期日までに作成の上、必要書類とともにご提出ください。

★被推薦者となった場合は、原則他の奨学金団体には推薦しませんので、留意してください。

★大学推薦の奨学金のため、推薦決定後の辞退は原則受け付けません。

# 採否の決定→採用後の手続き

## 採否の決定

大学が推薦した者について、奨学団体がその採否を決定します。なお、奨学団体によっては、面接等を実施する場合があります。

採否通知は、奨学金団体から被推薦者に直接、又は大学を経由して通知されます。

※不採用となった場合は、再度選考対象者となります。

## 採用後の手続き

奨学生に採用された場合、奨学団体より奨学金受領書、生活状況報告書、成績証明書等の提出や交流会や面談会等への出席等が義務となります。これらの義務を怠ると、奨学金が辞退扱いまたは廃止となりますので、注意してください。

なお、大学における各奨学金団体の奨学生数は限られています。各奨学生が大学の代表である自覚をもって行動してください。

# その他・問い合わせ先

申込書類の情報は、奨学金業務（選考・推薦・奨学生管理等）のために利用し、その他の目的には利用しません。また、学内の一元的な経済支援情報の管理業務に利用し、大学として適切な支援を行う目的で、学内の他事業の審査及び管理業務に利用することがあります。

期限厳守です。

申請希望者は本申込案内をよく読みお申込みください！

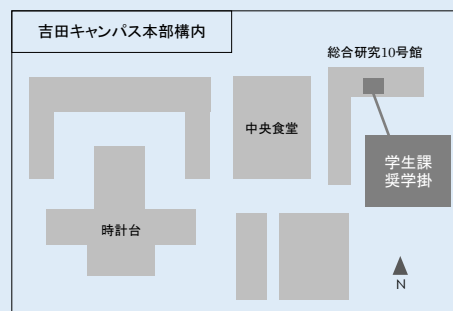
## 問い合わせ先

京都大学教育推進・学生支援部学生課奨学掛  
（窓口9：00～17：00 土日・祝日閉室）

Tel：075-753-2480, 2481

Mail：840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※大学からのメールを受信できるように設定してください。



## (別紙) 申込書類における証明書について



書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。  
必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

### 家計支持者（父母等）の収入に関する証明書

所得の種類表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（写し可）を提出のうえ、証明書の金額を民間奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください（一万円未満切り捨て）。

（※令和6年分の収入見込で選考を行うため、令和5年分の収入証明書を提出していただきます。）

### ★特記事項

※2023/01/02以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）を提出してください。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細の写しでも可。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「確定申告書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」（控）の写しを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

※2024年3月末時点で退職される場合は、申請期間後で構いませんので速やかに退職が分かる書類をご提出ください。

退職が分かる書類・・・退職日が分かる源泉徴収票・離職票・退職証明書等

# 所得の種類表

	所得情報	証明書類
給与	給料・アルバイト収入	給与所得の源泉徴収票（令和5年分）（コピー）
	前年1月2日以降に転職・就職し現在も同じ勤務先の場合	前年1月2日以降に転職・就職した者は原則、「給与支給（予定）証明書」（様式2）を提出。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも代用可。
	年金受給者 ※高齢・共済・遺族・障害・企業・個人も含まれます（受給している全ての年金について提出が必要です）	最新の年金受給額が分かるもの（コピー） ※最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書等、いずれも受給者名・金額が記載されていること ※源泉徴収票不可
	高齢雇用継続給付金受給者	高齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近4ヶ月分）（コピー）
	雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証（第1～4面まで）（コピー）
	傷病手当金受給者	支給決定通知等の支給額が分かるもの（コピー）
	児童扶養手当受給者	最新の児童扶養手当証書等支給額が分かるもの（コピー）
給与以外	個人経営・農林水産業自由業・営業・不動産・配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）（令和5年分）で受付印のあるもの（コピー）（E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト） ※確定申告書の第2表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を添付してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票も要提出。
	前年1月2日以降に起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護受給者	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）（コピー）
	養育費受給者	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
	無職・無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式1） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。



【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	氏名 京大 父	受給者番号 (フリガナ) 京大 父	種別 支払金額 8,309,654	給与所得控除後の金額 6,278,688	所得控除の額の合計額 3,072,448	源泉徴収税額 320,600
控除対象配偶者の有無 配偶者特別控除の額	控除対象配偶者の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
中途就・退職 就退職年月日	中途就・退職 就退職年月日	受給者生年月日				

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合  
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

令和5年2月16日 令和5年分の所得税及びの申告書B FA0122

住所 氏名 京大 母	個人番号 1752280	収入金額等 給与 1752280	税 所得税 1484318	控除 配偶者控除 120000
------------------	-----------------	------------------------	---------------------	-----------------------

本人のマイナンバー

番号を隠してコピーすること!!

確定申告書(第一表・第二表)(控)  
【受付印のあるもの】。  
④受付印のない場合  
・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入  
※マイナスの場合は「0(ゼロ)」  
(相殺しない)

配偶者のマイナンバー	扶養親族のマイナンバー	事業専従者のマイナンバー	16歳未満の扶養親族のマイナンバー
------------	-------------	--------------	-------------------

個人番号はすべて番号を隠して  
コピーすること!!

家族の中に障がいがある人がいる場合のみ：該当者の身体障がい者手帳等の写し

※手帳等は、氏名、生年月日が分かる部分のコピーを提出してください。

（顔写真・本籍地等の部分は覆ったもので可）

障がいのある人	証明書類（提出は写し）
身体障がいのある人又はこれに準ずる人	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、身体障がい者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 （要介護2以上）	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証（いずれも要介護状態区分が記載されていること。） ※申請中の場合は、診断書（6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの）
精神上の障がいのある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し※有効期限も確認します
知的障がいのある人と判定される人	児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障がいのある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障がいのある人	被爆者手帳、又は診断書（いずれも障がいの程度が記載されていること。）

# 提出書類チェックシート

学生番号	氏名	電話番号		
必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①地方公共団体・民間団体奨学金申込書	全員	※両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書のコピー	全員	令和5年分（源泉徴収票、確定申告書等） 申込案内の（別紙）申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書のコピー	全員	令和5年度(令和4年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※無職でも必要 ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可	父 母	父 母
④学業成績証明書のコピー	大学院生	下位課程（修士の場合は学部、博士後期の場合は学部・修士）		
⑤身体障害者手帳等のコピー	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
⑥被災（り災）証明書のコピー	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合		
〔様式1〕無職・無収入に係る申立書	該当者			
〔様式2〕給与支給（予定）証明書	該当者			
〔様式3〕収支内訳（見込）申込書と帳簿のコピー	該当者			

↓書類に不備があった場合↓ (大学使用欄)

不足・不備の抛類の本人への連絡	対象者	備考	連絡日	備考
①奨学金申込書	全員		/	mail・tel 担当
②収入証明書のコピー	全員		/	mail・tel 担当
③課税証明書等のコピー	全員		/	mail・tel 担当
④学業成績証明書のコピー	大学院生		/	mail・tel 担当
⑤身体障害者手帳等のコピー	該当者		/	mail・tel 担当
⑥被災（り災）証明書のコピー	該当者		/	mail・tel 担当
⑦	該当者		/	mail・tel 担当

受領日	受領者	1回目				2回目				3回目			
		/				/				/			
		不	C	P	非	不	C	P	非	不	C	P	非

P	PW
/	/

学生番号	学生氏名

年 月 日

## 無職・無収入にかかる申立書

1. 私は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。また、心身障害のため経済力のない方でそのことが手帳等で確認できる方も提出の必要はありません。

申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印(申請学生との続柄: \_\_\_\_\_)

(自署・押印。スタンプ印不可)

2. 以下の項目について、全て「無し」にチェックした方のみ、この様式1を提出してください。

収 入	有 無 (2月1日現在)	「有り」にチェックした方
①雇用保険	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、「雇用保険受給資格者証(第1面～第4面まで)(写)」を提出してください。
②親戚・知人等からの援助	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	援助額(年額)についての親戚・知人等の申立書(様式自由)を提出してください。
③年金 (老齢・共済・遺族・障害・企業・個人年金等)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	最新の年金振込通知書のコピー 又は 年金額改定通知書のコピー(いずれも受給者名・金額が記載されていること)を提出してください。源泉徴収票不可。
④生活保護	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	保護決定(変更)通知書のコピー 又は 生活保護受給証明書のコピー(いずれも扶助料額が記載されていること)を提出してください。
⑤その他収入	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	募集要項【別紙】で、どの収入に該当するかや提出書類を確認してください。

## 3. 事情

(①無職である事情、②現在の生活状況(現在の生活費の出所)、③前職からの経緯(前職業・退職年月日等)等詳しく書いてください。)

.....

.....

.....

.....

.....

学 生 番 号	学 生 氏 名

## 給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- ・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- ・示している期間を通常勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。  
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名														
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）														
年 月 日														
③職 種（□にチェック）														
<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）														
④基準日（2024年4月1日）より一年間の支払額合計（予定） ※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕 ※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> でください。 ※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。														
<p>支払額年間合計（予定） _____ 円</p>														
<p>〈参考〉</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">平均月額</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">労働月数</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">賞与</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支払額年間合計(予定)</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">一致すること</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px; border: 1px solid black; padding: 5px;">12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください</p>	平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)							
平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)								
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。														

⑥上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

# 収支内訳（見込）申告書

[様式3]

(昨年1月2日以降に開業・起業等した場合)

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
____年__月__日 ~ 2024年__月__日まで 労働月数（__）ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④-⑤）		⑥	千円
経費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 ( )	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥-⑦）			千円

上記のとおり申告します。

年 月 日

(証明者)

所在地

事業所名

氏名

印

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆  
----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

( 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ) × 12 = \_\_\_\_\_ 千円

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

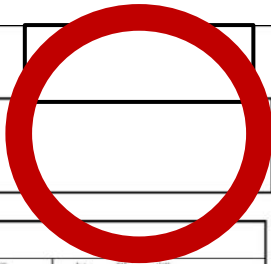
# 課税（所得）証明書・年金通知書の証明書類（例）

## ★課税（所得）証明書

- ・令和5年度（内容は令和4年分）の証明書を提出してください。
- ・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

## ☆市・府民税課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

市・府民税課税証明書						
納税義務者		住所 氏名				
記						
年度 令和 年度 (令和 年分所得)	合計所得金額 総所得金額等	0円	税額			
	収入金額	0円	市民税	0円	均等割額	0円
	給与	0円	府民税	0円		0円
	公的年金等	0円				
所得の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額	
総所得 (内給与)	0円	特別障害者	同配	雑損	0円	総所得
土地等事業雑	0円	その他障害者	同配(老人)	医療費	0円	0千円
分離短期譲渡	0円	寡婦	同居老親等	社会保険料	0円	0千円
分離長期譲渡	0円	ひとり親	老人扶養	小企共済掛金	0円	0千円
株式等の譲渡	0円	勤労学生	特定扶養	生命保険料	0円	0千円
上場株配当等	0円		16歳未満	地震保険料	0円	0千円
先物取引所得	0円		その他扶養	障害ひ学	0円	0千円
山林	0円		同居特別障害	配偶者特別	0円	0千円
退職	0円		特別障害	配偶者	0円	0千円
			その他障害	扶養	0円	0千円
				基礎	430,000円	税額控除額
※給与所得は所得金額調整控除後の額です。		本人、扶養該当欄の★印は該当する事を示します。		調整	0円	0円
その他の事項				配当	0円	0円
				寄附金	0円	0円
				住宅借特別	0円	0円
				外国	0円	0円
				配当株譲渡割	0円	0円
(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額						
			市民税	税額控除額(市民税)		
			所得割額	0円	調整	0円
					寄附金	0円
					住宅借特別	0円
					その他	0円
上記のとおり証明します。						
令和 年 月 日				京都市長		



## ☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

## ☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	市 税額控除額④	173680	付 額	受 者 番 号
給与収入	5436629	税額控除額⑤	88979	9900
給与所得	3908800	所得割額⑥	84700	79200
所得	0	税均等割額⑦	3500	8月分
所得控除	0	税額控除額⑧	43420	9月分
所得控除	0	所得割額⑨	22245	10月分
所得控除	0	税均等割額⑩	21100	11月分
所得控除	0	特別徴収税額⑪	1800	12月分
所得控除	0	控除不足額⑫	111100	1月分
所得控除	0	既 充 当 額⑬	0	2月分
所得控除	0	既 納 付 額⑭	0	3月分
所得控除	0	返納額⑮-⑰	111100	4月分
所得控除	0	変更前税額⑱	0	5月分
所得控除	0	増減額(⑳-㉒)	0	9200
所得控除	0	変 更 月	一 月	200000

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。





☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

**見本**

納税義務者		住所 氏名	
記			
年度  令和 年度 (令和 年度)	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳 総所得 (内給与所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 実数取引に係る譲渡所得 山林 退職
	総所得金額等	0円	
収入金額			
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
その他の事項			
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 京都市長			

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

納税義務者		住所 氏名										
記												
年度  令和 年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額							
	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円		0円						
その他の事項				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民税</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td>0円</td> </tr> </table>			(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額			市民税	所得割額	0円
(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額												
	市民税											
所得割額	0円											
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 京都市長												

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

納税義務者		住所 氏名	
記			
年度  令和 年度	年税額	0円	課税標準額 総所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 実数取引に係る譲渡所得 山林 退職
その他の事項			
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 京都市長			



☆年金証書(令和5年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

支給開始の年月日 年 月 日 支給額を算出した年月 年 月 日

上記のとおり、国民年金法に24年継続付・厚生年金保険法に10年継続付を行うことにより決定したことを証する。

厚生労働省 印

1. 厚生年金保険 年金決定通知書

2. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 厚生年金 厚生年金保険法

3. 年金額の内訳

支払開始年月	基本年金額 (円)	加給年金額 (円)	特給年金額 (円)	加給特給年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
年 月						
支給停止理由						
支給停止時期	年 月 ー 年 月 まで					

4. 加入期間の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
①厚生年金保険の加入期間	月	①平成15年4月以降の期間	月	円
②厚生年金保険の賦与加算期間	月	②平成15年3月までの期間	月	円
③給付後の賦与加算期間	月	③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④厚生年金基金期間	月	④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤厚生年金基金期間	月	⑤昭和40年4月までの国内異又は船員であった期間	月	円
⑥労働法令により加入者となされた期間	月	⑥昭和40年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑦国民年金基金期間	月	⑦昭和40年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑧国民年金基金期間	月	⑧昭和40年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

5. 平均標準報酬額の内訳

平均標準報酬額	月数	平均標準報酬額 (円)
円	月	円

6. 国民年金 年金決定通知書

7. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

支払開始年月	基本年金額 (円)	加給額 (円)	特給年金額 (円)	加給特給年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
年 月						
支給停止理由						
支給停止時期	年 月 ー 年 月 まで					
加算額対象者	人					

8. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

納付済期間	納付	月 4分の1免除	月 ( )	厚生年金保険	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )
納付済期間	月 4分の1免除	月 ( )	厚生年金保険	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金
納付済期間	月 4分の3免除	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金
納付済期間	全額免除	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金	月 ( )	国民年金

9. 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における支給期間の内訳は平成23年4月以降の月数です。

障害基礎年金の障害状況

障害の種類	級 号
障害者の種類	第 号
次診察開始年月	年 月

※診断書の種類は、表頭をご覧ください。

年 月 日

厚生労働省 印

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたびは、年金決定または年金額変更の通知を行います。ご質問等ございましたら、お問い合わせください。

年金の種類 年金コード

基礎年金番号

年金コード

（A）厚生年金

1. 年金の種類と加入期間の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
①厚生年金保険の加入期間	月	①平成15年4月以降の期間	月	円
②厚生年金保険の賦与加算期間	月	②平成15年3月までの期間	月	円
③給付後の賦与加算期間	月	③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④厚生年金基金期間	月	④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤厚生年金基金期間	月	⑤昭和40年4月までの国内異又は船員であった期間	月	円
⑥労働法令により加入者となされた期間	月	⑥昭和40年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑦国民年金基金期間	月	⑦昭和40年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑧国民年金基金期間	月	⑧昭和40年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

2. 平均標準報酬額の内訳

平均標準報酬額	月数	平均標準報酬額 (円)
円	月	円

（B）国民年金（基礎年金）

年金の種類と加入期間の内訳

加入期間	月数	国民年金の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
①国民年金の加入期間	月	①平成15年4月以降の期間	月	円
②国民年金の賦与加算期間	月	②平成15年3月までの期間	月	円
③国民年金基金期間	月	③平成15年4月以降の国民年金基金期間	月	円
④国民年金基金期間	月	④昭和40年4月～平成15年3月の国内異であった国民年金基金期間	月	円
⑤国民年金基金期間	月	⑤昭和40年3月までの国内異であった国民年金基金期間	月	円
⑥国民年金基金期間	月	⑥昭和40年4月～平成15年3月の国内異であった国民年金基金期間	月	円

年金決定通知書

支給開始年月 年 月 日

支給額を算出した年月 年 月 日

支給停止理由

支給停止時期 年 月 ー 年 月 まで

加算額対象者 人

厚生労働省 印

☆公的年金の源泉徴収票(提出不可)

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名 生年月日 年金の種類

区分 支払金額 源泉徴収額

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円

本人 源泉控除対象配偶者 控除対象扶養親族の数 障害者の数 非居住者である親族の数 社会保険料の額

特別障害者	その他の障害者	ひとり親	専業主婦	一般	老人	特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	特別	その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額
				人	人	人	人	人	人	人 (人)	人	人	円

源泉控除対象配偶者 (フリガナ) 氏名 区分 (摘要)

控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

16歳未満の扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印 10mm

## ☆年金ご送金のお知らせ

年間振込回数わかる書類も添付すること

郵便はがき

料後納郵便

親展

年金ご送金のお知らせ

年金産業株式会社  
退職年金振付 にご送金するよう  
お手続きいたしましたので、お知らせいたします。

ご振込先  
三井住友信託銀行

年金支払額	200,000 円
所得税額	15,000 円
差引支払額	185,000 円

ご送金方法

銀行名	三井住友信託銀行
支店名	本町支店
預金種目	普通
口座番号	1234****
口座名義人	ご送金額
	185,000 円

委託者名 年金産業株式会社 (TEL) 999999999999 (P69AJ6107) 12N0000004#

受取人 三井住友信託銀行 年金振付部 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-3 TEL: 03-3221-4322

000004

この部分からゆくりとはがして申せたくないので、

個人情報保護のため口座番号の一部「\*」表示しております。

## ☆国民年金基金年金振込通知書

国民年金基金年金振込通知書

あなたの年金は、以下のとおりお支払いすることとなりましたのでお知らせいたします。

支払年月日 ( ) 内は支払の対象となる月

年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円

年金証書の記号番号

振込先金融機関

銀行

支店

- この通知書は、向こう一年間の支払額をお知らせするものです。
- 年金額に変更がある場合は、変更後の年金額による支払額をお知らせいたします。
- 住所を変更された場合や年金を受けている方が亡くなった場合は、届出が必要となります。また、年金を受けることについてご不明な点がある場合は、振込先金融機関までお問い合わせください。

※所得税額について  
○「所得割控除特例」として所得税率に10%の引当の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収しております【年金給付支払センター】。  
○所得割控除特例を未提出の方は、ご届出いただくことで所得割控除及び差引支払額が変更されます。差引支払額が変更される場合は、再度振込通知書をお送りいたします。

## ☆企業年金連合会老齢年金振込通知書

①の振込通知書部分が必要。②の源泉徴収票のみの提出は不可。

料後納郵便

企業年金連合会

〒

株

親展 重要

大切なお知らせですので、記載内容をよくお読み下さい。

企業年金連合会

〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10  
お電話 0120-00-0000 年金相談室  
FAX -IP- 国際電話からは0120-00-0000 にお電話ください。  
URL <http://www.juocoo.com> (IP)  
①②の欄にゆくりとはがして送ってください。  
(送られてくる場合ははがしてから開けて下さい。)

1 企業年金連合会老齢年金振込通知書

年月日

令和 年中の年金の支払予定を次の通りご案内いたします。

1. 年金の支払予定年月日 ※現況届のご提出は不要です。

支払年月日 ( ) 内は支払の対象となった月 単位：円

金額	74,017	支払割額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額割額	0		
金額	74,017	支払割額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額割額	0		
金額	74,017	支払割額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額割額	0		
金額	74,017	支払割額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額割額	0		
金額	74,017	支払割額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額割額	0		

2. 振込先 金融機関預金口座

銀行 ●●支店 口座番号 0000\*\*\*\*

2. 年金証書番号 0000\*\*\*\*00\*\*

〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10

企業年金連合会理事長

2 この「源泉徴収票」は、年金連合会から年金を受けられた方に対して交付するものです。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

氏名

生年月日

区分

支払金額

源泉徴収額

所得税法 第203条の3第1号適用分

所得税法 第203条の3第2号適用分

所得税法 第203条の3第3号適用分

円 0円

本人

控除対象配偶者の有無等

扶養親族の数 (本人以外)

特別 特別 特別

有 無 老人控除 対象配偶者 特別老人控除 特別

(源泉)年金証書番号 0000\*\*\*\*00\*\*

発行日 ●月●日

支払者

所在地 〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10

名称 企業年金連合会理事長



# ☆ねんきん定期便(提出不可)

これまでの保険料納付額・年金加入期間が記載されている書類。年金受給額がわからないため不可。

料金後納郵便 現展

令和5年度の「ねんきん定期便」です。  
関係先へお送りさせていただきます。  
お送り先のご住所に、現在、受取人がお住まいでない場合は、お手紙をおかけしますが、「郵配」、「転居した」等本人の手にご記入いただき、関係先へのお手紙に入れてください。

**日本年金機構**  
Japan Pension Service  
〒168-8505 東京都豊島区高井戸西3丁目5番24号

お知らせは内側にあります。  
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号
------	-------------	------------

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

「ねんきん定期便」の見方は、<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinroku/tokumu/teikin/teikin.html>

「ねんきんネット」をご存じですか？

- ねんきんネットの便利な機能  
・働きながら年金を受け取る場合の年金見込額の試算  
・電子版(年金の支払い)に関する通知書の確認  
・通知書の再交付申請 など
- ねんきんネットにて持ち主不明記録検索ができます(くじなれた方の年金記録を含む)。
- ねんきんネットのご利用登録には2つの方法があります。  
①マイナンバーからログイン(マイナンバーカードがなくても)  
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーのトップ画面の「ねんきんネット」ボタンからご利用登録いただけます。  
②ねんきんネットのユーザID取得  
履歴年金番号と、その定期便でお知らせする「お客様のアクセスキー」で日本年金機構ホームページからご利用登録いただけます。  
※履歴年金番号は年金加入時に受け取るIDの番号です。  
詳しくは「ねんきんネット」<https://www.nenkin.go.jp/n-net/>

スマートフォンでのご利用登録はこちら  
[https://www.123nenkin.net/nenkin-go.jp/n-net/2024\\_05/2024\\_SPC01A](https://www.123nenkin.net/nenkin-go.jp/n-net/2024_05/2024_SPC01A)

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ先  
**0570-058-555**  
受付時間 月曜日 8:30 ~ 19:00  
火~金曜日 8:30 ~ 17:15  
第2土曜日 9:30 ~ 16:00  
※休日、12月29日~1月3日はご利用できません。  
※受付時間には変動する場合があります。

ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」  
※「お客様のアクセスキー」の有効期限は、本定期便後、3カ月です。

1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間

国民年金(a)	国民年金計(※納付額を除く)	船員保険(c)	年金加入期間合計(※納付額を除く)	合算対象期間等(d)	受給資格期間(a+b+c+d)
月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月

厚生年金保険(b)

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険計	月	月
月	月	月	月	月	月

ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」  
右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

料金後納郵便 現展

「ねんきん定期便」です。  
年金加入記録をお送ります。

**KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部**  
〒100-8082 東京都千代田区丸の内1-1-10 九層合同庁舎

KKRホームページ  
<https://www.kkr.or.jp/nenkin/>  
このマークは、目の不自由な方のための音声コードです。

両面を、ゆっくりはがして、ご確認ください。  
(両面とも裏側には、番号が、十分に読みとれるように印刷されています。)

「ねんきん定期便」の見方は、[KKR ねんきん定期便](https://www.kkr.or.jp/nenkin/)

「ねんきん定期便」は下記構成で作成されており、これまでの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間(※地方公務員)	私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間

国民年金(a)	国民年金計(※納付額を除く)	船員保険(c)	年金加入期間合計(※納付額を除く)	合算対象期間等(d)	受給資格期間(a+b+c+d)
月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内  
ねんきん定期便の発行については、KKRホームページをご覧ください。  
[kkk ねんきん定期便](https://www.kkr.or.jp/nenkin/)

全国年金相談会のご案内  
連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各府県で「国民年金による年金相談会」を開催しております。  
詳しくは、KKRホームページをご覧ください。  
[kkk 年金相談会](https://www.kkr.or.jp/nenkin/)

お問い合わせ先  
KKR年金相談ダイヤル 0570-080-058(ナビダイヤル)  
03-6703-0111(受付時間) 03-6703-0115(一般相談) 受付時間 月~金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00~17:30  
お問い合わせ等の内容は、電話対応の品質向上のため、録音させていただきます。  
電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。

両面などで覆れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

このねんきん定期便は、下記構成で作成されており、これまでの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間(※地方公務員)	私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

「ねんきん定期便」の見方は、[KKR ねんきん定期便](https://www.kkr.or.jp/nenkin/)

1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間

国民年金(a)	国民年金計(※納付額を除く)	船員保険(c)	年金加入期間合計(※納付額を除く)	合算対象期間等(d)	受給資格期間(a+b+c+d)
月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月